

平成23年度 第2回

地域包括支援分科会

# 資料 1-2

議事（1）

第三次高齢者支援計画の基本的な考え方（素案）

・各論

## 第三次高齢者支援計画の基本的な考え方 (素案)

### 1 計画の基本理念

〔第三次高齢者支援計画の基本理念 ※ 案〕

家庭、地域、社会全体で安心のきずなを結び、すべての市民が生涯を通じてその人らしく、いきいきと活躍できる“参画と共生のまちづくり”

～ 高齢者とその家族を地域で見守り、互いに支え合い、誰もが社会の一員としてまちづくりに参画できる地域社会の実現 ～

少子高齢化の急速な進行、家族形態の変化、要介護や認知症をはじめ「支援の必要な高齢者」の増加など、高齢社会が直面する様々な課題に対応し、次の時代へ向けていきいきと活力あるまちづくりを進めるためには、地域社会全体の課題として、

- ◇ すべての市民が、生涯を通じて一人の人間として尊重され、
- ◇ 高齢者やその家族が、地域社会との結びつきを深め、互いに見守り、ふれあい、支え合いながら、
- ◇ 誰もが社会の一員として、夢・希望・生きがいを持って、まちづくりに参画することのできる、

社会の枠組みを改めて構築する必要がある。

こうした考え方のもと、“地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制”や、“地域住民が主体となった見守り・交流”など、本市が高齢社会対策の中で培ってきた「地域のネットワーク」を活かし、地域社会を構成する家庭、地域住民、地域活動団体、事業者、NPO・ボランティア、民間企業、行政などが協働しながら、高齢者とその家族が安心していきいきと生活し、地域の担い手として活躍することのできる“参画と共生のまちづくり”を推進する。

## 〔高齢社会対策の基盤となる仕組みの充実（地域社会全体で取り組む“まちづくり”）〕

- 1 “北九州らしさ”を活かした地域支援体制の強化（保健、医療、福祉、地域の連携）〔相互の連携〕
- 2 様々な団体が主体となった交流、見守り、支援の展開（地域活動、ボランティア・NPO活動等）  
〔役割の認識、自主的な活動の展開〕
- 3 高齢社会や地域づくりに関する市民意識の醸成 〔意識の共有〕

### 《考え方》

すべての市民が生涯を通じて、家族や地域住民とのつながりを大切にしながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、本市が培ってきた“北九州らしい”地域のネットワークを更に強化し、人と人、支援と支援の結び付きを深めながら、地域社会全体で支援の必要な人を見守り、互いに支え合う“地域づくり”を推進する。

### 〔“基盤となる仕組みの充実”に関する主な基本的施策 ※ 詳しくは次ページ以降に掲載〕

- 1 “北九州らしさ”を活かした地域支援体制の強化〔相互の連携〕  
【施策の方向性6 身近な相談と地域支援体制の強化】
  - ◇ 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の強化
  - ◇ 保健・医療・福祉・地域の連携など
- 2 様々な団体が主体となった交流、見守り、支援の展開〔役割の認識、自主的な活動の展開〕  
【施策の方向性6 身近な相談と地域支援体制の強化】
  - ◇ 見守り・支え合いネットワークの推進【施策の方向性2 生きがい・社会参加・地域活動の推進】
  - ◇ 多様で主体的な社会貢献活動の促進など
- 3 高齢社会や地域づくりに関する市民意識の醸成 〔意識の共有〕  
【施策の方向性5 高齢者を支える家族への支援】
  - ◇ 高齢者と家族を支える地域社会の風土づくりなど

## 2 基本目標と施策の方向（高齢者支援に係る施策の展開）

〔施策の展開にあたり留意すべき事項〕

高齢者支援施策の展開に当たっては、介護保険法の一部改正（地域包括ケアシステムの推進）など国の動向を踏まえたうえで、

### ◇ 高齢者の視点

→ すべての取組みについて、まず、高齢者（その人）の視点から考える。

### ◇ 家族・支援者の視点

→ 高齢者（その人）への支援とあわせて、高齢者を支える「支援者への支援」について考える。〔“支える人”を支える〕

### ◇ まちづくりの視点

→ 人と人、支援と支援が“互いにつながり、支え合う”仕組みを広げていく。

の3つの視点に留意し、幅広い施策を相互に連携しながら“まちづくり”を推進する。

## 【基本目標1】いきいきと生活し、積極的に社会参加できるまち

※ 包含される重点課題（第一回質の向上委員会、各分科会説明資料より）

〔重点課題1〕生きがい・社会参加の推進（生きがい・介護予防分科会）

〔重点課題2〕健康づくり・介護予防の充実（生きがい・介護予防分科会）

→ その他、総合的な相談・支援体制、サービスの充実とも連動

＝ 多様な住まいの普及・確保、外出しやすい生活環境の整備（地域包括支援分科会、介護保険分科会）

### 《考え方》

高齢化が進む本市の現状を踏まえ、高齢者が生きがいづくりや健康づくりに主体的に取り組むことにより、いつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らし、これまで培ってきた能力や体力に応じて積極的に社会参加できるまちづくりを推進する。

《施策の方向、基本的施策》

<p>施策の 方向性 1</p>	<p><b>健康づくり・介護予防の充実</b></p> <p>→ 生涯を通じた主体的な健康づくりを推進するため、介護予防の普及啓発や要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者の早期把握・支援、地域における健康づくり活動の支援などに取り組む。</p>
<p>〔基本的施策 1〕 生涯を通じた健康づくり・介護予防の促進 （生涯を通じた健康づくり、各種検診、介護予防の普及など）</p> <p>〔基本的施策 2〕 効果的な介護予防の取り組みの推進 （対象者の早期把握、二次予防の実施、フォローアップの実施など）</p> <p>〔基本的施策 3〕 健康づくり・介護予防を支援する仕組みの充実 （地域の活動支援と連携強化、介護予防に携わる人材の育成など）</p>	
<p>施策の 方向性 2</p>	<p><b>生きがい・社会参加・地域活動の推進</b></p> <p>→ 高齢者が地域社会とつながりを持ち続け、地域社会の担い手としての役割を果たし、豊かな知識や経験を活かした就業や社会貢献・地域活動に主体的に取り組むことのできる環境づくりを進める。</p> <p>あわせて、多様なライフスタイルに対応した生涯学習やスポーツ活動などを通じて、仲間とふれあい、楽しむことのできる生きがいづくりを促進する。</p>
<p>〔基本的施策 1〕 社会参加のための人材育成・環境づくり （社会貢献活動を担う人材の育成、生きがいづくりに関する活躍の場や情報の提供 等）</p> <p>〔基本的施策 2〕 多様で主体的な社会貢献活動の促進 （就労支援、地域貢献活動支援 等）</p> <p>〔基本的施策 3〕 教養・文化・スポーツ活動の促進 （趣味・生涯学習などの機会提供と活動支援、スポーツ活動の機会提供と支援 等）</p>	

## 【基本目標 2】 高齢者と家族を大切にし共に支えるまち

- ※ 包含される重点課題（第一回質の向上委員会、各分科会説明資料より）
- 〔重点課題 3〕 認知症対策の充実（認知症対策・権利擁護分科会）
  - 〔重点課題 4〕 虐待防止、権利擁護の充実（認知症対策・権利擁護分科会）
- その他、総合的な相談・支援体制、サービスの充実とも連動（地域包括支援分科会、介護保険分科会）

### 《考え方》

総合的な認知症対策を推進すると共に、権利擁護・虐待防止の取り組みを充実し、認知症や介護が必要な状態になっても、これまでの人生の中で育んできた「人と人との絆」を大切にしながら、ひとりの人間として尊重され、家族や地域住民と共に、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを行う。

あわせて、高齢者の支援における「家族」の役割を再確認し、家族介護者の「介護に関する負担感や不安」を軽減し、安心して介護と生活を両立できるよう、地域社会全体で支援する。

### 《施策の方向、基本的施策》

<p>施策の方向性 3</p>	<p><b>認知症対策の充実・強化</b></p> <p>→ 医療・介護などの関係機関相互の連携を強化し、認知症の予防から早期発見・早期対応・ケアまでの一貫した取り組みを充実する。あわせて、認知症に対する地域社会の理解を深め、高齢者と家族を支える人材の育成と活動の支援を図る。</p>
<p>〔基本的施策 1〕 総合的な認知症ケアの推進 （認知症の予防、早期発見・早期対応、医療と介護の連携による認知症ケアの充実など）</p> <p>〔基本的施策 2〕 認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援 （認知症に対する正しい理解の促進、認知症ケアにあたる専門職の育成など）</p> <p>〔基本的施策 3〕 認知症高齢者の安全の確保 （SOS ネットワークシステムの強化など、関係団体等との連携による安全確保の強化）</p>	
<p>施策の方向性 4</p>	<p><b>虐待防止・権利擁護の推進</b></p> <p>→ すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、地域や関係機関との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続した見守りまでの一貫した虐待防止の仕組みを強</p>

	<p>化する。</p> <p>また、高齢者の権利や財産を守るため、市民や関係機関・団体と協働しながら、権利擁護や成年後見の取り組みを推進する。</p>
	<p>〔基本的施策1〕 高齢者の虐待防止対策の強化  (総合的な虐待防止システムの充実～在宅、及び施設・事業者による対応 など)</p> <p>〔基本的施策2〕 高齢者の権利擁護の推進  (官民協働による権利擁護システムの充実 など)</p>
<p>施策の  方向性 5</p>	<p><b>高齢者を支える家族への支援</b></p> <p>→ 認知症や介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で心豊かに生活していくためには、介護保険などの公的なサービスとあわせて、家族など身近な人による見守りや介護が大きな役割を果たす。</p> <p>しかしながら、一方で家族介護者においては、「将来への不安」「身体的な負担感」「孤立感(他に介護を任せる人がいない)」など、様々な悩みを抱えながら介護に従事している。</p> <p>こうした現状を踏まえ、家族介護者の介護に対する負担感や不安を軽減し、地域社会全体で高齢者と家族をともに支える体制づくりを推進する。</p>
	<p>〔基本的施策1〕 高齢者を介護する家族への相談体制の強化  (介護の不安や悩みへの対応～ピアカウンセリングの視点を交えた相談・支援の強化 など)</p> <p>〔基本的施策2〕 家族による介護を支えるサービス・制度の充実  (レスパイトケアの推進～高齢者と家族を共にケアするデイサービスなどの充実、介護サービスに関する負担軽減 など)</p> <p>〔基本的施策3〕 高齢者と家族を支える地域社会の風土づくり  (ワークライフバランスの推進、介護休暇の取得促進 など)</p>

### 【基本目標3】住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

- ※ 包含される重点課題（第一回質の向上委員会、各分科会説明資料より）
- 〔重点課題5〕総合的な相談・支援体制の充実（地域包括支援分科会）
  - 〔重点課題6〕高齢者を支えるサービスの充実（地域包括支援分科会、介護保険分科会）

#### 《考え方》

高齢者の地域での生活を支援するため、市民に身近な相談窓口である地域包括支援センターを中心として、一人ひとりの高齢者の状況にあわせたサービス・支援の総合的な提供を図るとともに、保健・医療・福祉・地域の連携のもと、支援の必要な人を地域で支え合うネットワークづくりを推進する。

あわせて、高齢者の地域生活を支える介護保険サービスの質・量の充実や、居住環境と生活環境の向上、さらに地域の防災・防犯活動に取り組み、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進する。

#### 《施策の方向、基本的施策》

施策の方向性6	<p><b>身近な相談と地域支援体制の強化</b></p> <p>→ 地域の多様なニーズに対応するため、市民に身近な地域包括支援センターなどを中心として、保健・医療・福祉・地域の連携による見守り・相談・支援体制の強化を図る。</p> <p>あわせて、必要なサービスを円滑に選択・利用できるよう、情報提供の充実に取り組む。</p>
<p>〔基本的施策1〕地域包括支援センターを中心とした相談支援・体制の強化 （地域包括支援センターの運営、様々な相談窓口機能の充実など）</p> <p>〔基本的施策2〕見守り・支え合いネットワークの充実 （いのちをつなぐネットワーク事業、地域における見守り・訪問、地域交流など）</p> <p>〔基本的施策3〕保健・医療・福祉・地域の連携 （保健・医療・福祉・地域連携システムの推進、かかりつけ医・歯科医・薬剤師の定着促進等）</p> <p>〔基本的施策3〕安心してサービスを利用できる体制づくり （高齢者の支援に関する情報の共有、サービス・制度に関する情報提供の推進など）</p>	



<p><b>施策の方向性 7</b></p>	<p><b>高齢者を支える介護サービス等の充実</b></p> <p>→ 高齢者が、介護が必要な状態になっても地域で生活できるよう、介護保険サービスをはじめとする在宅福祉サービスを提供するとともに、地域に根差した高齢者福祉施設の整備を図る。</p> <p>あわせて、適正な要介護認定や保険給付の提供や、介護サービスなどの人材確保と質の向上に取り組む。</p>
<p>〔基本的施策 1〕 介護保険制度の適正な運営        (要介護認定の適正化、居宅サービス計画(ケアプラン) 検証の実施など)</p> <p>〔基本的施策 2〕 介護サービスの質の向上と人材育成の推進        (介護サービスの担い手となる人材の確保・育成、介護サービスの質の向上)</p> <p>〔基本的施策 3〕 地域に根差した高齢者福祉施設の整備        (複合型小規模特別養護老人ホーム、グループホームの整備など)</p> <p>〔基本的施策 4〕 在宅生活を支援するサービスの充実        (介護サービスや生活支援サービスの充実など)</p>	
<p><b>施策の方向性 8</b></p>	<p><b>いきいきと生活できる環境づくり</b></p> <p>→ 高齢者が望む暮らしを実現できるよう、医療や介護との連携のもと、多様な住まいの確保と提供に努める。</p> <p>あわせて、安全・安心・快適な生活環境の向上を図るため、道路や公共施設をはじめとする生活空間のバリアフリー化や、緊急時の対応を含む防災・防犯対策を推進する。</p>
<p>〔基本的施策 1〕 高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保        (高齢者に配慮した住宅の普及促進や改修支援、施設・居住系サービス等の提供 など)</p> <p>〔基本的施策 2〕 安心して行動できる生活環境の整備        (道路などのバリアフリー化、高齢者の外出支援 など)</p> <p>〔基本的施策 3〕 防災・防犯対策の推進        (災害時要援護者避難支援制度などの防災対策、防火・安全対策など)</p>	